

でカバーできているところでは、母の同行支援時に並行して職員がその間子どもの面倒をみたりしているが、配置の足りないところでは、母の外出時には子は母に同行して役所の手続き等に付いて行っているところも多い。

④ 専任非常勤医師、心理士の配置

医師の配置では、職員の中に医師がいて、その医師が婦人相談所来談者の医療相談にも対応しているところから、児童相談所の非常勤医師が婦人相談所の対応も兼ねているところ、婦人相談所専任の非常勤医師が配置されているところまで様々である。診療科目では精神科が多いが内科、小児科もある。多くの非常勤医師が月に1回の配置で、短期の入所者にはタイミングが合わない場合もあり、利用率はそれほど高くない。たとえば2週間に1回など頻度を上げて配置しているところでは、入所者からの不眠、不安等の相談、職員のケース相談への助言等が行われている。同伴児への対応は少ない。

心理士の配置では、組織統合の結果、児童相談所の児童心理司が兼務配置されているところが数か所あったが、実際に女性の個別相談に対応している頻度は様々であった。同伴児への対応については婦人相談所の職務として対応しているところと、児童相談所側の対応として担当しているところが混在している。

専任の心理士が配置されているところでは、婦人相談でのカウンセリングが主業務であり、同伴児への対応は副次的な対応で、子どもの発達状態や親子関係、子ども自身の状態把握まで心理が担当しているのは子ども担当の心理を意識的に配置しているところのみであり、子どものことについては児童相談所の心理司が対応しているところの方が多かった。

⑤ 保育、学習支援の人的配置

同伴児の一時保護において、子どもの保育、学習は母が担当することが基本とされ、公的サービスとしての子どもの保育・学習の保障サービスはない。一部の婦人相談所では時間単位での非常勤保育士の雇用によって、母が諸手続きや通院で外出する際、子どもを連れて行くことが適当でない場合に、その間、子どもを婦人相談所の一時保護所内で面倒みることができるようになっているところ、日中の一定時間、保育士による保育を提供して母の育児負担を軽減したり、狭いところで親子が拘束的な環境に置かれていることによる子どものストレスの緩和を図ったり、日中の親子の状態を観察したり、親子のやり取りを支援しているところも少数であるがみられた。

学習保証については、児童相談所の一時保護所が使っているプリントなどの教材を提供しているところ、児童相談所の一時保護所の学習指導プログラムに合流しているところ、職員が任意に子どもの勉強をみているところ、非常勤の学習指導員を雇用して、日中の学習を支援しているところ、それらが混在しているなど、様々であった。

⑥ 専門職配置・人事交流

基本的に管理職は行政職配置で、課長・係長に専門職配置があるところは、児童相談所を含めて福祉専門職配置をしている自治体であった。今回の訪問先だけでも数か所に対応職員は今年度からの業務経験であった。

実際の相談業務対応は非常勤・嘱託の相談員が担当しており、実務についてはもっぱら相談員だけで対応しているところから、常勤職員が福祉職の職員配置で、各職員が実際の相談対応に入っているところまで様々である。福祉職員配置のところで、児童相談所の職務経験のある職員が婦人相談所に転勤してきている場合、明らかに児童相談所との連携にあたってスムーズであろうと想像されるのだが、職員間の連絡や協議には有利だが、業務そのものの相互理解には時間がかかるとのことであった。

3) 生活空間：子どもの生活空間

婦人相談所一時保護所は基本的に保護された女性が生活する場として設定されており、同伴児を想定した空間設定になっていない。各居室は廊下に並ぶ形で6畳程度の広さで、同伴児がいる場合には1世帯で1室を使う形である。単身者については入所者が多くなれば、相部屋として使うことも想定されているが、実質的には一人で個室として使っている実態であるとのことである。共用空間として、少し広めの居間があり、ソファやこたつが置かれ、テレビや図書コーナーなど娯楽室的な設定になっている。

室内空間が全てで、広めの居室、居間としての共用空間と廊下などが唯一の子どもの遊び場であるところも多い。居室の一部をフローリングにしたり、開放的な空間を作って遊具を置き、遊び場として提供しているところもあった。いずれにおいても子どもの遊び場としては狭く、子どもにとっては閉塞的な空間である。組織の統合化の中で、障害療育施設や他機関の設備、児童相談所一時保護所の設備等を共用させてもらって、子どもの遊び場、運動と発散の場として活用しているところもあるが、施設整備の時点でDV対応などが考慮されていなかった結果、子どもが敷地内を安全に移動できなかつたり、共用廊下や玄関を通らないと別棟に行けず、追跡者による探索の危険から自由には移動できないなどの不都合がある設備状態も頻繁にみられる。

一時保護所の運動場や体育館を共用ではあるが、婦人相談所で保護された同伴児にも提供されているところは、設備上、移動の際や施設利用時に外部からのプライバシー保護がかなり配慮された構造になっているところのみであった。

4) 一般的な相談の流れ：典型的な母子の一時保護経過

DV被害を主訴として一時保護される女性のおよそ50～60%に同伴児がいる。

典型的な母子の相談経過は概ね以下のパターンに分化している。

- ① 市町村・都道府県の相談窓口を経由して婦人相談所の一時保護に至る。在宅時からDV相談や離脱直前の相談を市町村福祉や都道府県の相談窓口が行っていて、同伴児の保護や一時保護についてもその時点からサポートしている。
- ② 警察へのDV相談から婦人相談所の一時保護に至る。今回ヒアリング調査を行ったほとんどの婦人相談所において、警察からの相談を端緒として一時保護につながる事案が婦人相談所の一時保護件数の主要部分となっている。その中には夜間の緊急保護も含まれ、その件数も多い。

③ 直接の婦人相談所への相談からの保護

本人の直接の婦人相談所への接触から一時保護に至る。これはさらに二つのコース設定があり、当人から婦人相談所への直接の相談接触からそのまま一時保護に至る場合と、接触の後、いったん市町村福祉事務所に戻し直して市町村が一時保護の必要性を審査してから保護に至るものがある。背景には歴史的経過として、DV 保護事案については、当初から市町村福祉が関与し、一時保護に関わっていた方が、保護後の次の支援についての福祉事務所の対応がスムーズであるという事情や、市町村に DV 相談対応者が展開しておらず、婦人相談所がもっぱら直接に対応することとなっているなどがある。

④ いきなりの駆け込み保護：

いずれの場所でもあり得るが、大半がこの駆け込みによる保護となっている地域があり、地域特性が反映している。それは三世代家庭が多く、家父長の権威が強く、女性側が DV とする関係が、夫側一族からは当然視されている文化である。そこでは女性が DV 問題としてどこかに出かけて誰かに相談したり、ましてや家を出ようとしたりするような動きをとれば、直ちに周囲の察知するところとなってブロックされてしまうため、女性が突然、取るものも取りあえず子どもを連れて逃げるということになっている。当然、女性は以前から心の中で準備をしてきて、ある日、意を決して出てくるわけだが、それでも様々な事柄について明らかに準備不足にならざるを得ない。さらに同伴児にとっては全く突然に連れ出されて来ることになり、心の準備も無しに連れてこられた子どもが、突然の環境変化に適応するには相当のストレスと戸惑いを経験しているのではないかとみられる。

⑤ 周辺群：受動的な保護：決められない人

これは①～④に比べると周辺群である。まず、当人に離脱の意思が十分に整っていないまま、周囲の動きに押されて一時保護まで来てしまったという事案である。これまでのこと、これからのことが自分自身で整理できず、選択肢は決められず、何らかの選択・決定をするのに時間がかかることとなる。中には子どもに意見を聴いて本来、自分がしなければならぬ選択責任を自分で引き受けきれないといった行動もみられる。選択肢のある事態の意思決定に時間がかかるために、一時保護が長期化し易い。

⑥ 周辺群：受動的な保護：連れて来られただけの人

これも周辺群である。警察に飛び込み相談として訪れ、ともかく家に帰りたくない、怖いという意思表示をしたため、警察としては母子の安全確保を図る責任から、ともかく婦人相談所に行こうということになり、当人は全く予想もしておらず、心の準備も無いまま、一時保護に連れてこられるという事例がある。元々当人に一時保護されるつもりが無いので、数時間～1泊で帰宅することが多い。同伴児がいると、その子は母と共に何が何か分からないまま連れて来られただけということになっていたり、母よりもはっきりと離脱したい気持ちがみられていたり、帰宅を強く望んでいたりと、様々である。

⑦ 付加的な事柄：残してきた子ども

DV 家庭からの離脱に際して、自ら母と同行せずに残った子どもは別として、母が何らかの事情で連れ出せなかった子どもが家庭に残った場合、一旦逃げてきた母が帰宅する確率は高いと報告されている。

DV 加害者とされる父が子どもの共同親権者である場合、明らかな虐待要件が確認されてでもない限り、子どもを父の元から連れ出して、離脱した母の元に連れて来ることは法的には出来ない。DV の申立てが裁判所に受理された段階で共同親権者の元にある全ての子どもの親権を裁判所が確認し、保護者が適切な養育場所を裁判所において争うことになる米国と違い、わが国ではその時点で養育している保護者の親権が認められやすい。残してきた子どもを母が養育したいと望む場合、悩ましいことになる。

⑧ 入所期間の提示

通常は 2 週間が標準的な期間とされている。実際は数時間から数か月まで結果的には幅がある。入所時点でこの期間枠を前提としない方針を明確に打ち出しているところが 2 か所あった。必要な期間はひとそれぞれ違っており、その間はずっといて良いとの告知が入所者にされていた。

5) DV 問題での婦人相談所一時保護女性とその同伴児の実態概要

今回の調査目的：DV 被害女性とその同伴児についての婦人相談所一時保護とその婦人相談所と組織統合している児童相談所の同伴児への対応状況、については、限定的な対象群への調査ではあるが、概ね以下のような相談の流れを把握した(図 4.)。

DV被害女性と同伴児の初期の相談対応の流れ

(婦人相談所と児童相談所の組織統合がある体制についての調査:2011)

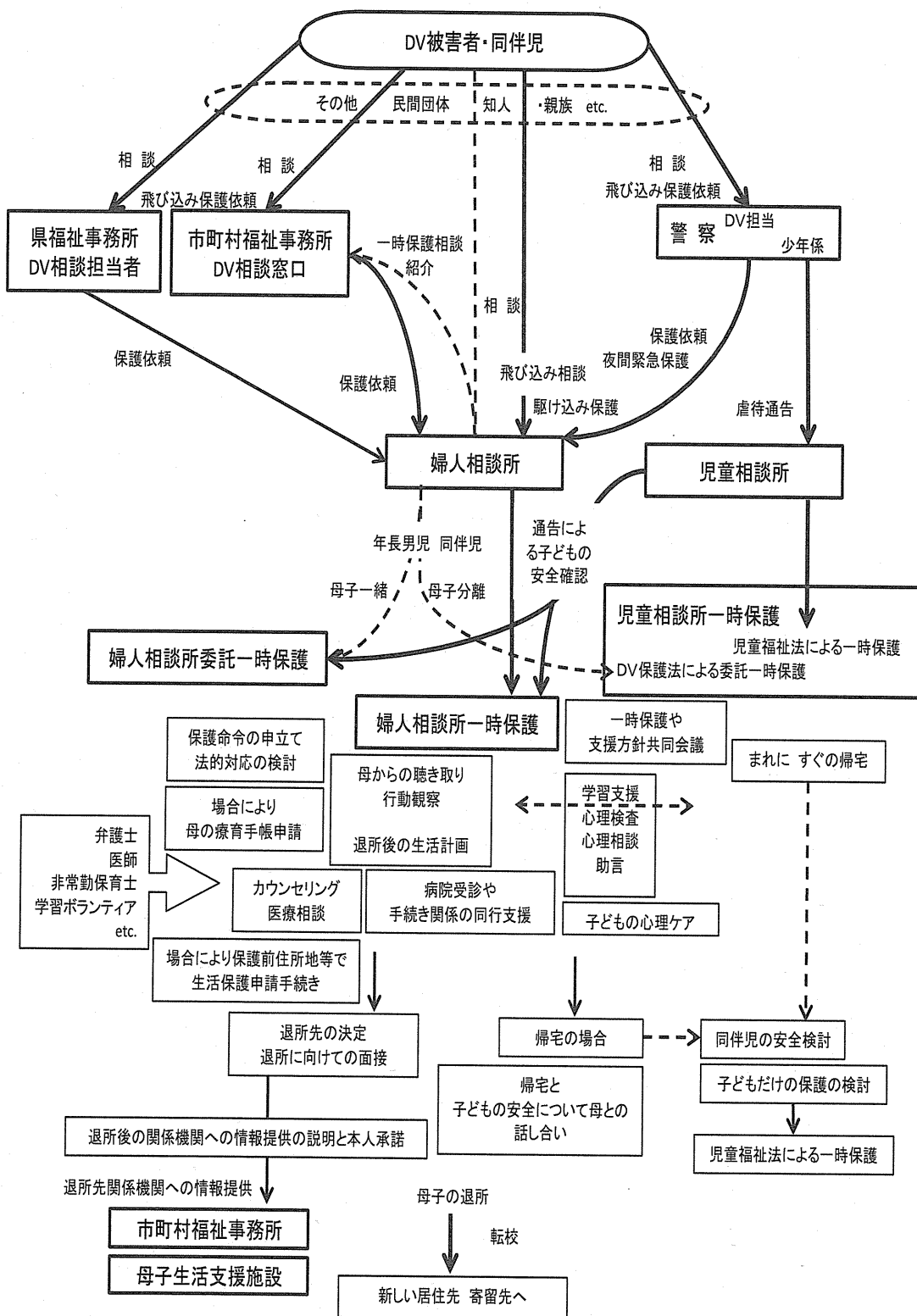


図 4. DV被害女性とその同伴児の初期の相談対応の流れ概要図

2010～2011年 主に婦人相談所と児童相談所の組織統合があるとみられる全国24か所の婦人相談所への訪問ヒアリング調査に基づく概要図(個々の場所で内容は異なる)

6) 母の状態

① 疾病

各所ごとにみると、一時保護数が少ないため、年度ごとのバラつきが大きくなっているが、総体的な傾向としてみると、何らかの疾病による通院中、受診中の人が3~4割に達すると報告したところが多かった。服薬中の人も多く、通院のための同行支援や、別の医療機関受診などが必要とされる。その多くは精神科的問題である。おそらく病気が重いと家を出ることがより難しくなると考えられるので、DV問題に対して離脱を試みる程には現実的な対応力が残っている人とみるべきかもしれない。それらの精神科的問題が、当のDV問題に起因するものか、元々あったことか、相乗して悪化していることかは明確ではない。また疾病があったと見込まれるが、在宅時、受診出来なかった、受診させてもらえていなかったとみられる人もおり、一時保護後に診察や治療が開始される事案もある。

② 障害

これも年度ごとのバラつきが大きいようだが知的障害、知的障害の疑い、能力的に境界域かと思込まれるが、実際的な生活能力にはかなりの困難が認められる人の比率は高いと言われている。保護が短期のため、それらの要因が客観的にチェックされることがほとんど無い状態のところから、知的障害手帳の取得までを支援しているところまで対応にはばらつきがある。知的障害更生相談所と組織統合している婦人相談所では、母の知的障害問題の対応は実質的にスムーズに進められているようだが、障害手帳の申請には本人の取得意志と18歳未満時に障害の状態があった情報の確認・証明が必要で、それらを含めた対応が必要となる。

③ 養育状況

一時保護所に母子が入所した場合、育児は基本的にすべて母の担当となる。それまでの生活で保育所や幼稚園を利用してきた保護者、学校に通っていた子どもを持つ保護者は突然、一日中子どもと狭い空間で一緒に暮らす生活となる。母の養育はそれまでとは違った環境条件、しかもDVからの離脱という非日常的な場面の中で行われるので、何が基準かということでは不明確だが、母の養育がしばしば放置・放任的な様相を示し、それまでの生活、今後の生活において、ネグレクト問題を想定させる状態像が多いと報告されている。また生活全般の文化的背景としても、衣食住の世話についてネグレクトがベースにあるとみられる育児状態がしばしばみられるとのことである。ネグレクトの特徴として、当事者は子どもの世話についてネグレクトの問題がある状態とは思っていないことが多く、意図的な放置や不作為から、経済的・能力的限界による子どもの世話の不足まで、幅が広い。しばしば認められる様子としては、一時保護所の中で面倒見の良い女性の元に他の入所者の子どもたちが集まって世話されており、その状態を気に留める様子もなく、母親がひとりで自分のことをしている、あるは何もせず、くつろいでいるといったことである。疲れて休んでいるということもあるが、生活場面全体のバランスからみて、無関心、放置によるネグレクトがあまり本人には意識されることも無く、続いてきたのではないかと想定される状況である。

離脱前のDVがあった家庭内での生活状況・養育状況については、もっぱら母

からの報告によるしかなく、婦人相談所がそうした生活状況を自ら調査することは権限上も、DV加害者からの安全な離脱という目的からも出来ない。母子のDV家庭離脱以前に、家族が何らかの公的サービスの利用や関係機関の支援を受けていた場合、あるいはすでに児童相談所が関与していた場合などでは、ある程度の家庭状況が分かる場合もあるが、DV問題を含む家庭養育の全体像が事前に把握されている事例は限られる。

この母の養育能力、および母子の一時保護所での状態像は、一時保護退所後の生活場面での母の養育状況を予測する重要な情報であるが、それに対応した育児支援や母子の支援体制は十分に整備されていないのが実状である。

7) 子どもの状態

年度によるばらつきがあるが、同伴児の多くは乳幼児～就学前年齢児か小学生である。稀に中学生～高校生年齢の子どもが含まれる。

① DVの認識と子どもの被害

DVの被害状況の聴取は一時保護直後から母に対して行われているが、そこで子どもの被害が詳しく報告されることはまれであるようだ。警察のDV相談窓口では、女性に同伴児がある場合には、同伴児自身の被害の有無と間接的なDV問題の影響を女性から聴取するようになってきているが、明確な虐待要件にあたる被害が確認されるのは一部で、その他は間接的な影響を受けたてきた可能性に留まっているようである(山本ら 2009)。

多くの婦人相談所は、離脱直後の興奮状態の中で、被害女性が冷静にこれまでの経過を振り返って、事実説明を行うこと自体が難しいと感じている。初期の調査は女性のDV被害を確認し、保護命令の申立てを警察にすることができるか、その意思があるかの聴取に焦点があり、全てのDV体験の振り返りをするわけではない。また、循環型の病理性の高いDV問題をもつ男性が相手の場合、女性は、目の前の被害から逃れて来ただけで、DV問題全体の状況、相手との関係性の問題を充分に理解しているとは限らない。そうした状況下で被害女性が、わが子の被害や影響の全体像を理解・把握することは難しいと考えられる。また、多くのやり取りが子どもとの生活の周辺で行われ、母は自分の被害体験の全体を子どものいるところで語り出すことにも抵抗があるとみられる。数度の面接で基本的な女性の被害内容は聴取するが、同伴児の被害状況の確認までには至らないというのが多くの相談所が感じていることである。

子どもの専任担当者による事情聴取もごく一部の婦人相談所では行われている。子どもの安全感に関する聴取はそれなりに反応を得ているが、具体的な被害事実を聴取することはそれほど多くない。

おそらく離脱直後の子どもは母の動向に注目しているが、自身の経過を見直すゆとりは持っていない。多くの担当者が、同伴児は一時保護されたことで、母に寄り添うことに必死であり、自分自身のことを見つめ直すような段階に無いと感じている。

これらの諸状況をみると、子どもの被害は直近の身体的暴力や暴言等の具体性

の高い被害は報告されるだろうし、過去であっても叩かれたことがあるといったような具体的出来事の情報が出てくるだろうが、それ以上の母子が巻き込まれた状態での出来事や詳しい経過はすぐには出て来ないとみるべきであろう。

② 健康状態、障害

今回の調査では、一時保護時点で何らかの健康問題を持った子どもはそれ程多くないと報告されている。ただ、アトピーやぜんそくの持病があり、服薬や通院を要する事例がいくらか見られている。急な環境変化で体調を崩す子どもは結構あり、母の不眠・不安問題と並行して、発熱・下痢などの体調不良、落ち着かない、イライラしている、閉塞的な環境でのストレス、運動・発散不足といったことは多くの子どもに見られている。

また最近の傾向として、発達障害関係の不応問題を持っている子どもは比較的多くみられており、母の養育負担ともなっている。児童相談臨床からみると、表面的な問題・症状は発達障害、特に ADHD 様症状であるが、成因的には神経学的な問題というより、環境因性の被虐待・不適切養育環境に起因する不穏行動、過覚醒による問題が幾分か含まれていると推測される。発達障害系の問題は DV の被害女性にも頻繁に指摘されることであり、それは、発達障害に起因するもの、過酷な環境ストレスに起因するもの、両方に起因するものが混在しているとみられる。

知的障害が疑われているのに、父の無視・反対や、DV の対応に母が追われていた為にしかるべき手続きが取られていなかった事例も一部ある。子どもの発達・知的問題が疑われる際には、組織統合の強みで、児童相談所の対応に引き継がれ、療育手帳の取得に至った事例があると報告されている。

③ 適応上の課題

一時保護以前に不登校や発達障害問題による不応を抱えていたという事例が一定数存在する。その一部は DV 問題以前から課題を抱えていたと推測される。また DV 問題にさらされることで社会生活に不応を示した事例もあり得る。DV 加害者の多くは、家族が社会生活で多くの人々と関係を持つことを嫌うといわれており、子どもが自分の友人や知人のことを口汚く罵られ、友達と疎遠にならざるを得なかったりしているかもしれない。そうした経過の中で社会生活に不応を示し、支援課題を抱えてしまった子どもがいる可能性はあるが、実態は不明である。

① 母子関係・父子関係

子どもの立場からみると、母子関係、父子関係の在り方は重要な要因であるが、DV 対応の立場からは、なかなか公平に子ども主体の観点から評価したり、調査したりすることは難しい。大半の情報源は母からの報告によらざるを得ない。こうした情報源の偏りの中で、ごく少数であるが、子どもは父と自分との関係に肯定的で、離脱によって父との関係が切れてしまうことに戸惑っている事例があるようだ。一部、年長の子どもたちの中には、母の離脱に同行せず、自ら家庭に残ることを選択している子どもたちがいるが、学業や進学のためという理由が多い

中、父と子との関係についての情報は少ない。

母子関係については、母の項で養育問題の在り方に触れたが、ここで取り上げるのは、DV 加害者からの影響としての母性の否定や母子関係への攻撃のダメージである。バンククロフトの指摘（Bancroft et.al. 2002）にあるように、DV 加害者は子どもに対して、母に頼るな、母はあてにならない、母は家事・育児、社会的な行動において重大な欠陥があり、そのために家庭生活がうまく行かない、などと、母や母性を否定し、健全な母子関係への否定的キャンペーンを繰り返していることが指摘されている。このことについて、母子関係の修復・支援のための働きかけがどの程度行われてきたか知ることは重要である。ただし今回の婦人相談所の一時保護現場の調査では、こうした子どもの側からみた母子関係の修復やDV 加害者から植え付けられた信念、信条の問題については、アプローチできていない領域であると言われており、不明である。

8) 一時保護中の支援

① 携帯電話の使用制限

基本的に携帯電話は一時保護中は使用不可として制限されており、携帯電話を一時保護中は預かって管理しているところも多い。子どもにとっても同様に携帯電話にかなりの生活場面で依存している母子にとってこれは負担である。ただし、DV 加害者からのメール、電話による呼びかけ、GPS 機能による追跡はかなり頻繁であり、それらから母子を守るためには制限も必要とのことである。統一的な制限を標榜していなかったのは2か所あり、そこではDV 男性の追跡や乗り込みも機関対応し受け止める覚悟をしていることとセットになっていた。

② 子どもの性別と一時保護

婦人相談所の一時保護では原則的に中学生以上の男児の同伴児は入所を制限されている。中には小学校高学年でも入所を制限される場合がある。DV 保護法による一時保護でそうした男児と母を一緒に保護できるのは母子生活支援施設等に一時保護委託される場合だけである。ただし母子生活支援施設がいつも一時保護委託の空きがあるとは限らない。婦人相談所と児童相談所が隣接、ないし組織統合されている利点のひとつに、そうした男子同伴児を児童相談所の一時保護所に入所させることがしやすいということがある。同伴児の児童相談所一時保護については、DV 保護法下の委託一時保護として扱われており、児童福祉法下の保護と区別されている。

一部の一時保護所からは、児童福祉の一時保護児童は保護者から分離されてきているのに対して婦人相談所の同伴児は母と行動を共にしており、境遇の違いについての配慮が難しいと指摘されている。保護所の毎日の生活の中で、婦相に行って母と面会していることを他の児童相談の一時保護児に何と説明するか、また子ども同士の関係でそれをどう扱うか等、課題を感じるのとのことである。

③ 学習支援

職員配置の項で述べたが、一部の婦人相談所一時保護所では、非常勤の学習

支援職員が配置されていたり、児童相談所の一時保護所の学習活動に合流したりしている。児童相談所一時保護所の学習指導を利用しているが児童相談所の子どもとは合流はせずに、同一の学習指導を提供されているところもある。

ただし、大半の一時保護所で子どもの学習指導は保育と同様、母の担当することと設定されており、教材は子どもの一時保護所から提供されたりしているが母が子どもの勉強もみることになっている。こうした場所では子どもが一時保護中、殆ど学習習慣から離れているような生活をしている場合もある。

④ 母への支援と子ども

DV相談における被害女性の一時保護はDV家庭からの女性の離脱支援が目的なので、基本的な支援は母に対して設定されている。短期の保護中に保護命令の申請から、離脱後の生活設定まで、母が決定し、取り組まなければならない課題は多い。同伴児はしばしばその母の行動に同行し、面接に同席し、手続きの説明を受ける母の傍らでそれを見聞きしている。

多くの職員が、そうした場面に子どもが同席していることが子どもにとって不適切であると感じているが、常に誰かが母に代わって子どもの面倒をみる体制はない。また子どもたちの中には母と離れることに不安を示さない子どもたちもいるが、幼い子どもたちは母の傍にいたいことを望む。

母が用事を済ます間、職員が同伴児をみていたり、日中の一定時間の育児支援に、非常勤の保育士を雇用しているところもあるが、ごく一部である。

⑤ 母子への支援

現状では、基本的にDV相談での一時保護中に、DV被害母子を対象として意識した支援メニューは殆ど設定されていない。ごく一部の婦人相談所で、母と子を各々意識した心理士の関与や、職員からの関わりの際の配慮があり、今後、体系的に母子の被害に対する関与の方策を検討し始めているところはある。

⑥ 子どもの相談

一時保護中の子どもについて、母からの相談の意思表示があつたり、婦人相談所側が、子どものことで母に相談するように勧めたりした場合、婦人相談所と児童相談所の組織統合のあるところでは、比較的早く、児童相談所の対応が開始されているように見受けられ、多くが母子の一時保護中に面接や検査が実施されている。ただし、子どもの居住元の児童相談所が婦人相談所のある中央児童相談所とは別にそれぞれ対応するルールになっているところでは、中央児童相談所の管内の子どもはスムーズに相談につながるが、管轄児童相談所が多忙であつたり、遠かったり、大規模所であつたりする場合には直ぐの対応が困難なため、子どもの相談は退所後の新住所地で行うよう母に助言するだけで、一時保護中に全ての子どもが実際的な相談対応には結びついていないわけではない。婦人相談所の一時保護所の事例で子どもの相談対応が必要な場合には全て同一組織内の児童相談所(殆どが中央児童相談所)が対応することになっている場合にはそうした問題は発生しない。

婦人相談所が子どもや母子関係に危惧を抱いても、母に相談意思が無ければ、虐待通告しない限り、介入的な対応はできないため、児童相談所に結び付かない

事例もある。特にネグレクトの疑いのような、具体的に一時保護中に何か深刻な問題指摘がその場ではできないのだが、退所後の生活が心配されるような事案の扱いが難しい。あるところでは、婦人相談所の一時保護所を退所した時点で全事例を、婦人相談所が児童相談所に通告し、各退所先児童相談所は通告受理によって婦人相談所を経由した DV 事案を認知するといった対応をとっていた。これは同一県内に限られた対応であるが、基本的に母の承諾なしには関係機関への情報の引き継ぎができないシステムの中での苦肉の策なのであろう。

9) 退所先と母子への支援

① 退所先の地域差

保護における飛び込み相談の比率と同様、DV 問題の決着点に地域文化がある程度関与している。印象深かったのは、当事者の実家の関与の仕方に差があり、ある地域では双方の実家どうしの決着による解決が標準的で、DV 問題は基本的に実家どうしの対応によって問題解決されている地域がある。当然主たる退所先は帰郷(実家への帰宅)である。こうした地域では女性の実家が夫の肩をもって女性に DV 家庭への帰宅を勧めたり、DV 問題を否認したりした場合のみ、女性の単独保護、同伴児がおれば母子の保護と継続支援の課題が発生する。もしも配偶者双方を含む地域全体に、こうした対応が文化的に存在しているとすれば、いくらかの当事者は、婦人相談所や DV 相談機関の関与を経ずに、実家同士による解決を自ら図るとみられる。

実家の影響が強いということだけでみると、女性の実家が常に女性に味方するとは限らない。上記のような地域とは逆に、実家同士が DV 問題を認知せず、夫方一族の生活様式への単なる女性の側の不適応問題と判断しやすい地域では、女性の DV 家庭からの離脱は難しくなるだろう。こうした女性の立場への反応のバランスが男性優位に傾いている地域で、とび込み保護による女性の離脱が多くなっているのかもしれない。

地域が都市化するほどに、離脱女性への実家の支援力は相対的に低下するようで、むしろ加害者の追跡の危険性から実家との接触・接近には慎重になっていくように見える。こうした場所でも、県外に離脱する者が極めて少ない地域と、多くの者が県外に出ているところがある。この違いは、離脱後の支援体制、母子への支援における機関連携のあり方に大きな違いを生んでいる。

② 帰宅と同伴児

帰宅はいずれの婦人相談所でも概ね 2~3 割は認められている。帰宅する事例中から数度の帰宅と再離脱を繰り返す事例がいずれの地域でもみられており、DV 家庭からの離脱において基本的に帰宅と離脱の繰り返しによって推移していく一群の人たちが常にいる。ここで問題となるのは同伴児がいる場合の帰宅や再離脱の繰り返しにおいて子どもがうける影響と安全の判断である。

多くの婦人相談所一時保護所での母との面接場面で、DV 環境下に置かれる子どもはそれだけで被虐待児とされると告知されている。当然、帰宅を申し出る母に対しても、帰宅が DV 環境への子どもの再同居となるなら、それが子どもにと

って望ましくないことであることは告知されている。ただし、直ちに帰宅自体が子ども虐待にあたるまでは強調していない場合も多い。母子が個別に扱われている場合や子どもの安全問題が当初より母と話し合われてきた場合、帰宅を選んだ母が子どもの安全のために、子どもを預けて自分だけで帰宅することを選ぶ事例が報告されているが、まれである。

多くの子どもは母の帰宅の意思決定でジレンマに陥るとみられる。家に帰ることで父から何と言われるか、母はこれからどうなるのか、帰宅後の見通しが悪いからといって母とここで別れられるか、等々である。中には父母の仲直りを喜んで帰りたいと望む子どももいるだろうし、父との再会を望む子どももいるだろう。

援助の枠組みからみても、女性の意思決定を尊重し、女性を主人公として対応する婦人相談、DV相談の立場からは、子どもは女性の同伴児であって完全に独立した存在ではない。多くの婦人相談所が、女性が帰宅を選んだ場合、同伴児は女性と共に帰ることを原則としており、多くは幼く、自らの意思表示をすることもなく母に連れられて帰っていくとのことだが、中には父が怖くて泣きながら帰る子どももいるとのことである。

婦人相談所と児童相談所の組織統合は、あくまでも女性個人の判断と意志決定の尊重を原則とする女性保護・DV保護法と、子どもの最善の利益の判断を保護者事情とは独立に行い、当事者の意思に反しても、法に基づいた機関としての判断による権限行使を義務とする児童福祉法の違いによる葛藤を浮かび上がらせている。

複数の婦人相談所が、帰宅する女性の同伴児を児童相談所の職権によって分離保護した経験を持っている。説得による同意を目指して何とか帰宅する女性から穏便に子どもを預かることができた事例も、母とは決裂して児童相談所が子どもを職権保護し、婦人相談所が母と児童相談所の対立場面をみた事例も報告されている。そうした経験をしたところでは、一時保護所に入所した母子に対しては、母が帰宅する時の子どもの扱いを想定し、DV環境が子どもに及ぼす影響や子ども虐待の観点を早い段階から母に提示することがより明確に意識されてきているように見える。

③ 法的対応と弁護士活動

DV問題での婦人相談所の仕事は、市町村福祉や関係機関と共に、DV家庭から女性と同伴児を無事に離脱させることに重点がある。そのため、児童相談所の子ども虐待対応であれば当然行われる家庭や地域での生活状況の調査や加害者との接触を行わない。特にDV加害者との接触は極力回避される。そのため、被害女性の説明以外、加害者像がつかめないことがあり得る。特に一時保護所からの退所先を定める際、DV加害者がどの程度執拗に被害者を追跡するのか、その際の危険性にはどういったことがあるのか、見極めることが大切なのだが、その情報源は当の被害女性によるしかない。主観的な恐怖心や現実認識の程度、女性自身の心の迷いがそのまま加害男性の危険度評価と重なってしまう。法的対応をとれば、どの程度の効果があるのかについても傍証を得ることは難しい。この点

で、弁護士が被害女性の代理人となって、離婚や親権をめぐる法的手続きに入ると、その弁護士は唯一、被害者側から DV 加害者側と接触できる人物となる。

DV 被害女性に一時保護の早い段階から代理人弁護士をたて、保護命令から離婚と親権変更の申立て等の法的手続きを開始することで、弁護士が DV 加害者と接触し、加害者の追跡やその他の危険性の評価と、それについての対応の検討に加わることは、一時保護所を出た後の DV 被害女性の対応検討に重要な役割を果たす。一時保護の段階から直ぐに代理人弁護士を立てる動きは、まだ多くは無い。しかし、意識の高い弁護士からの支援が受けられるところでは、積極的に弁護士を活用して、加害者の危険性評価を行い、被害女性が安心して適切な対応に移れるようになったとの報告がある。

④ 退所先関係機関と婦人相談所

婦人相談所の場合、退所先の地域にある機関への諸情報の引き継ぎは原則として、元居住地の福祉事務所を經由して行われる。児童相談所の場合、一時保護所を退所した時点で子どもの相談を終結することは珍しく、通常、相談は継続される。また、もしその退所先が当該児童相談所の管轄外地域になる場合には、問題が全く解決している場合を除いて、原則的に新しい子どもの居住地を管轄する児童相談所と元の児童相談所が連絡を取り合って居住を確認し、相談情報、相談関係が移管され、対応は引き継がれることになる。

これに対して婦人相談所の DV 相談の場合、母子が一時保護所を退所して新しい居住地に移った時点で、婦人相談所としての相談支援活動は原則終結し、そこが同じ婦人相談所の管内であっても、別の婦人相談所の管内であっても、本人からの新たな要請が無い限り、相談は終結する。婦人相談所には児童相談所のように母子の生活現場を調査したり、関係者から動向把握をしたりして、母子の適応状態を評価するとか、その後の支援方針を立てるといったソーシャルワーク活動が位置づけられておらず、法的にも守備範囲とされていない。

退所先が母子生活支援施設の場合には、措置元福祉事務所を通じて母子支援のための何らかの情報提供が行われるのが原則である。生活保護受給の場合にも受給決定元福祉から退所先居住地の福祉事務所に情報提供が行われる。ただし、いずれの情報提供も本人の承諾を前提とする。

もしも新しい居住地で民間住宅に入居した場合には、基本的に当事者がその地域にある機関に何らかの相談を持ちかけない限り、送り出した婦人相談所や福祉事務所から行き先の特定の機関に対応を引き継ぐことは無い。

いくつかの地域では、DV 相談の母子の転入先市町村が、母の諸手続きを支援する意味で、ひとつの窓口で総ての手続きに対応し、煩瑣な事務手続きの負担が少なくなるように工夫している。しかしまだ多くの市町村窓口ではそうした対応がシステム化されておらず、母は個々の手続きごとに役所の担当窓口を回り、そのたびに DV 問題のための転入手続きであることを何度も説明しなければならない。離婚手続きと親権の確定をめぐる法的対応と、この転入先での諸手続きが離脱後の母を疲弊させている。

⑤ 退所時の女性への助言

退所時に女性に伝えられる情報の中心は新生活を始めるにあたっての諸手続きと、その窓口情報である。子どもに関係するところでは保育所入所や医療機関受診、保健所の検診や予防接種の手続き、転校手続きに関する事柄である。これらの幾分かは一時保護中に同行支援も含めて道筋がつけられているものもあるが、退所先が遠隔地であったり、退所のタイミングが早かったりすると、母が自分で対応しなければならない要件が増えることになる。

子どもの様子や課題、養育に関してどの程度の情報が母に伝えられるかは、ケースバイケースである。一定の評価システムをもって子どもの状態、養育の課題をチェックし、退所時点で母に助言しているところは少ない。

子どもに何らかの課題があり、母に相談意思があって、一時保護中に児童相談所の相談につながると、退所時点で児童相談所から母に情報提供が行われ、場合によっては退所先の児童相談所に相談が引き継がれているようである。これは婦人相談所と児童相談所の組織統合によるメリットであろう。婦人相談所と児童相談所が離れた別組織である場合、短期間の一時保護中に児童相談所が子どもの相談を受けて子どもに会ったり発達のチェックを実施したりすることは、虐待通告対応以外では難しい。また都市部の大規模所になればなるほど、児童相談所の相談件数が多く、臨機応変に予定を入れることが難しくなる。こうした事案では、退所後に母に転入先で相談に行くように助言し、母の承諾を得られれば、退所先居住地の関係機関に福祉事務所を通じて連絡をとり、事情を伝えて引き継いでもらうことになる。

⑥ 退所後の母子の生活と育児への支援

現在のDV法について今後、最も重要な課題のひとつが、DV家庭離脱後の女性と同伴児への支援枠組である。DV家庭における女性の子どもの被害問題は単にその家庭から母子が離脱しただけでは解決に向かわず、疲弊した母子が親密さにおける暴力と支配の後遺症で苦しむか、再び暴力的問題に陥るだけである。

今回調査したすべての婦人相談所が、一時保護退所後の母子に対する継続的な支援体制が法的には設定されておらず、婦人相談所の関わりは基本的に送り出すまでか、帰ってしまうまで、児童相談所と組織統合して、子どもに対する児童相談所の相談窓口が継続的支援のために示されたとしても、それは母の方から積極的に相談するのでなければ有効に機能しないのが現状である。一部の婦人相談所では、一時保護中に被害女性に提供したカウンセリング相談を、来所が可能で希望する人には、退所後も提供している。しかし、遠く離れたところへ転入した場合や、職業を持った場合にはカウンセリングに通う余裕は無いのが普通である。

DV離脱後の母子を支援する枠組みは全て、市町村窓口、都道府県窓口にも母の方から出向いて支援を要請・活用する、通常の自助・利用型サービスの発想で設定されているだけである。実際のDV離脱直後の母子にそれを活用する力が残っているのはわずかであるとみられる。

婦人相談所はこの離脱後の母子の動向を把握するアンテナを持っていない。福祉事務所の支援や母子生活支援施設に入所した一部の母子については情報がフィードバックされることもあるようだが、職務範囲・権限範囲外の領域に情報

網をめぐらせることは難しい。退所後の生活再建の途上で、元の DV 家庭に再帰宅する母子、再び類似する DV 男性と同居を始めて深刻な DV の再被害や子ども虐待に至る事例、そして最も多いのが、疲弊した母のネグレクト状態の中で起こる母子の衝突による暴力問題である。母が暴力を振るえば子ども虐待になり、子どもが暴力を振るえば家庭内暴力になる。この悪化のプロセスには明白な理由があり、それはトラウマによる PTSD 症状や解離症状が関与しているとされている。またそれらの問題への対処こそが DV 問題の重要な課題であり、それらの課題と対処の一部はトラウマ治療として欧米の先行研究で示されてきており (Foa et.al. 2000., Eyberg et.al.2001, Bancroft et.al. 2002., Baker et.al. 2004 Paddon 2006., Silverman et.al. 2008)、日本でもそれを検証する検討は行われている(正木ら 2007)。

この課題について、今回調査した 24 か所の中では、例えば長崎県で NPO との連携によって DV 家庭離脱後の母子への支援が試みられており、鳥取県では婦人相談所からの試行的取り組みとして、DV 被害母子への支援が試みられようとしている。いずれも現行法制度では明確にカバーされていない周辺領域へのアプローチである(長崎県の対応については別紙資料 2-1 2-2 参照)。

10) 婦人相談所と児童相談所の組織統合について

今回の調査は、DV 被害女性とその同伴児への対応実態、特に子どもについての対応における婦人相談所と児童福祉機関との連携状況を知ることが目的であったので、婦人相談所と児童相談所が何らかの形で組織統合しているとみられる婦人相談所を選んで取材した。結果的にはそれでも連携状況や対応体制には個々の違いが相当みられた。組織統合した両相談所は自身の活動において、組織統合をどのように評価しているのか、DV 問題には限らずに意見を求めた。

① 連携のスピード、タイミング、情報共有

統合によるメリットで共通していたのは、同伴児に何か課題がありそうな時、すぐ隣にいる児童相談所職員に声をかけることができ、実際の子どもについての児童相談所への紹介や対応が有っても無くても、婦人相談と児童相談のスタッフが子どものことを常時、話し合える環境があることであった。

もちろん、具体的な相談開始のタイミングも早く調整して進めることができ、結果の伝達や協議についてもすぐに行えるところが良いと評価されていた。

何か所かでは管理職が両方の相談領域を管理していたり、一時保護については所として両方の相談事例についてひとつの会議で検討されていたりして、判断や対応課題の確認においても情報共有がしやすい、意見交換が最初の段階からできるといったことも、メリットとして挙げられていた。

ただ、児童相談所の業務量が多くてすぐに対応できないとか、母の理解が得られず、相談につなげないこともあるなど、組織が近いからと言って何でもがスムーズに進むわけでは無かった。

② 管轄地域の違い

婦人相談所は 1 自治体に 1 か所で、中央児童相談所と統合されているのだが、

児童相談所は複数の管轄区分に分かれており、全ての事例が中央児童相談所の事例というわけではない。婦人相談所の一時保護所に入所した同伴児について、児童相談所側の担当は、そのまま中央児童相談所の場合もあれば、元住所地を管轄する児童相談所や、退所先・行き先の住所地を管轄する児童相談所に担当が分かれる。母子が移動すれば、その地域を管轄する児童相談所が対応するのが原則だが、施設入所措置中の子どもについては、県内であれば移動先、府県間であれば、保護者が転出しても、元の措置児童相談所が担当するとか、子ども虐待問題の事例であれば、許可外泊についても子どもの移動先に連絡と協力依頼をかけ、素早いケース移管も想定されるなど、児童相談所独特の対応体制が、婦人相談所とは異なる動きになっていることがある。

③ 一時保護所の活用

婦人相談での同伴児の児童相談所一時保護所の利用においては、中央児童相談所の一時保護所が婦人相談所に一時保護された全ての子どもに対応することで、運動場や体育館の利用、学習やその他の活動を共有できるようになっていたりと、別々の場所の一時保護所では出来ないことが可能となっているところもあった。しかし、建物や運動場の構造、配置などで、どこでもそれが可能になっているわけではなく、横にそうした施設があっても移動に制限があるため、利用できないところもかなり見受けられた。

④ 相互理解の難しさ

いずれの場所でも、婦人相談所の職員、特に児童相談所を経験してから婦人相談所の業務に就いた経験のある人たちは、単に隣に座っているから、一緒にいるからというだけでは相互理解は進まないことを指摘している。DV 保護法と児童福祉法の違いは相当に大きく、成人の当事者主体で進む婦人相談と子どもの安全主体で進む児童福祉では優先順位も対応範囲も違っており、個々の局面の協力関係だけでは解消しない溝もあるとのことであった。

⑤ 人員配置・人事交流

人員配置では、原則、福祉専門職を相談機関に配置している自治体では、婦人相談所と児童相談所の両方を経験した職員がいたが、行政職を配置しているところでは、互いに別部局から転勤してきた人ばかりで、両方を経験した職員が殆ど居ないか極めて少ないという状態であった。また異動のサイクルが短く、3年程度で異動する傾向がみられた。短期に職員が入れ替わると、経験の蓄積が重要な相談援助専門性の構築が困難であると共に、長期的・専門的な見通しの元で短期的な課題への対応に取り組むなど、先を見越した組織の運営・検討が難しくなる。

⑥ 思春期不適応児の処遇課題

婦人相談所と児童相談所の共通領域のひとつとして殆ど全てのところで児童相談所の高年齢の子どもへの処遇課題が注目されていた。例えば、虐待問題で施設入所中の16～17歳の女子高校生が、施設不適応問題と同時に学校を中退して学籍を失った場合、長期にはその施設での支援が困難になる。さらに性的問題行動と妊娠が重なると、婦人相談所一時保護所への入所依頼となることが多い。

婦人相談所の立場からは一時保護所であれ、婦人保護施設であれ、いずれも

独立した個人責任を負っている成人を対象として運営・管理されている場所である。酒やたばこの扱いを含め、未成年者単独での入所を想定していない場所である。また日中は入所者だけで過ごし、自己管理責任が原則である。こうした場所で問題行動のある未成年妊婦を入所させることはかなりの困難を伴う。それでも殆どの婦人相談所はそうした未成年妊婦の一時保護を受けていた。将来的にはそうした状況にある子どもをより確実に守れる体制の整備も必要となるだろう。

D. 考察

今回の調査は研究方法の項で触れたように「DV 問題被害女性支援における同伴児問題の全体像を把握する調査」および「DV 問題における被害女性同伴児支援、母子関係支援についての取り組み状況の把握から、その課題整理を行う」ための前段となるものである。調査対象として、子どもへの支援と被害女性への支援の連動・連携が意識化、明確化されやすいとみられる婦人相談所と児童相談所が何らかの形で組織統合されているところを選んだ。

全国 23 か所のヒアリング調査によって浮かび上がってきたことは、

- ①各所、各地域の歴史的経過、体制整備の仕方、DV 問題に対する地域特性、文化的背景の違い等により、被害女性の DV 家庭からの離脱の仕方、DV 問題の解決の仕方に違いがあること、
 - ②同伴児として DV 保護法下で一時保護される子どもへの支援は、母子への支援と共に、被害女性の DV 家庭からの離脱に重点を置いてきたこれまでの対応体制では不十分であり、婦人相談所と児童相談所を組織統合しているところでも、それだけで対応体制が整うわけではなく、さらに課題を意識した支援の模索が重要な課題であること、
 - ③DV 被害女性と同伴児への支援については婦人相談所と児童相談所の組織統合とは関係なく、個別に子どもと母子の支援のための取り組みの試みがある。
- などである。

以下にこれらの調査結果からみえてきた DV 被害女性と同伴児支援の現状における共通課題と地域別・特性別課題を整理して示す。課題整理は、次年度の全国調査において、同伴児問題の全体像を把握する際に参考とし、特に DV 家庭離脱後の女性と同伴児の母子関係への支援を検討する上での課題整理の枠組みを提供するものである。

1. DV 同伴児支援についての共通する課題

1) DV 問題における子どもの安全

婦人相談所の DV 問題の相談・支援活動で最初に同伴児の課題を扱うのは本来相談開始の時点である。ただし、在宅時での最初の DV 相談の接点は市町村等の窓口での女性の安全についての相談である。もしその時点で子どもの安全の方がより深刻な問題と認知された場合には、おそらく児童虐待通告となる。ただし、それは相談者である女性にとっては本意ではないこともあり得る。通告は家庭への安全確認のための児童福祉機関の介入を呼び込むこととなり、結果的に女性の安全が脅かされるかもしれないからである。警察署での DV 相談では、女性が在宅の場合でも、子どもの被害が

疑われた時点で児童相談所に通告されることが原則となっている。通告を受けた児童福祉機関は 48 時間以内の目視現認による安全確認義務を負っている。しかし、女性と子どもが DV のある家庭内に留まっている場合、通告された内容からみて現時点では特段、子ども身に直接確認できるような何らかの問題が発生していない可能性が見込まれるような場合、児童福祉機関は、直接的な介入による安全確認が与える影響を測りかねて対応に苦慮している。

子どもの安全に関するもうひとつの焦点は DV 家庭を離脱した母子の再帰宅である。DV 法では個人として独立している成人女性本人の意思が最優先される。児童福祉法では未成年である子どもの安全についての責任を負う児童福祉機関の判断が最優先される。児童福祉機関は DV 法での意思決定の当事者である女性=母親の親権を制して子どもの安全を確認したり、身柄を保護したりする義務権限を有している。加えて児童虐待防止法では DV 環境下に子どもが置かれることは、それだけで児童虐待とされる。自ら DV があると訴えて一度は離脱した環境に、再び子どもを連れて戻るとは、それだけで子どもへの不適切養育となる。そこにいるだけで虐待になると分かっている環境に子どもを戻すことは虐待である。子どもを連れて戻れる場所は、そこに DV が存在しないと見込まれる場所だけである。

現状では多くの子どもが、一旦は DV があつたとされた家庭に、女性の意思決定、一時離脱したことから見れば翻意も含む気持ちの変化だけで連れ戻られている。子どもからみて選択の余地は無い。家を出て以来、子どもが頼れるのは母だけである。実はその時点で子どもが帰宅しても危険は無く、子どもの安全は守られているという客観的な判断が下されているとは言えない。なぜなら、DV 被害女性が帰宅する時点で、当の DV 家庭や加害男性が客観的な評価を受けていることはまずないからである。DV 法と児童虐待防止法はこの課題を解決出来ていない。

2) 一時保護所における同伴児への支援の充実の必要性

今回の調査で確認したことのひとつに、いくつかの地域では DV 被害女性は全く事前相談すること無く、いきなり駆け込み、保護されている。同伴児も突然連れてこられる。女性が DV 問題について、在宅の状態で、地域で相談することが阻まれているからである。こうした事例も含め、共通して婦人相談所が同伴児に出会うのは一時保護時からであり、そこから具体的な支援が始まる。

DV 被害女性の一時保護における同伴児への支援では、ハード面、ソフト面共に前提となる枠組みのところから子どものための対応の位置づけが必要である。

同伴児は就学前～小学生年齢の子どもが中心であるが、その子どもたちが共通して「被害女性が加害者からの追跡を逃れて隠れ住む」形での閉塞的な居住空間である一時保護所に閉じ込められ、遊び、学び、運動するための十分な場所・空間、機会が与えられていない。またその子どもたちは DV の家庭環境からやって来たのであり、様々な被害経験、暴力の目撃、直接間接の威圧や情緒的圧迫など、DV 加害者からの影響にさらされてきているネグレクトや心理的虐待をはじめとする被虐待児である。ただ、子どもに自由と空間を与えただけでは、そして DV 家庭から離脱したばかりの疲れた、また悩ましい母親だけにその養育を委ねれば、当然トラブルを起こす危険性の高い子

どもたちである。こうしたことからみて、同伴児の一時保護を受け入れる婦人相談所の一時保護所は少なくとも同伴児に対して児童相談所の一時保護所並みのハード面、ソフト面の整備が必要である。

今回の調査では以下の要件が婦人相談所の一時保護所における共通課題として確認された。

① ハード面

遊び、学び、運動できる安全な空間と場所の提供。「安全な」というのは、外部からの追跡者の探索をかわすことと、子どもたちに何らかの問題行動が見られたとしても、子どもの安全が守れる大人の見守り、付添いと世話が前提となることを意味している。

② ソフト面

子どものための毎日の日課の保障。遊びと休息、学習と運動の機会の提供、ストレスの強い環境下で生きてきたこれまでの経験や、突然の家庭からの離脱と環境変化の衝撃を和らげるような楽しい、またくつろげる経験の保障が重要である。

小さな子どもに対しても保育サービスを提供し、母へのレスパイトの提供と、子どもの不安やストレスの緩和、親子関係や親子のコミュニケーションのサポート等を提供することが望ましい。同時に子どもたちの視線から母子関係を見直し、事後のサポートの必要性等を具体的に評価できることも必要となる。

今回の調査対象先は、婦人相談所と児童相談所が何らかの形で一体化、組織統合したところを主な対象に選んだので、一時保護所についても組織が統合され、管理部門がひとつになっているところもあった。これらの職員に、婦人保護分野と児童福祉分野の組織が統合していることによる子どもへの支援のあり方、について尋ねてみた。多くの職員が、一時保護の判断と支援方策の検討という点では組織統合によって、女性と同伴児についての保護の検討が児童福祉領域の一時保護部門と共通・共同して検討・吟味され、それなりの意義があると感じている。ただし実際のケアについては婦人保護の同伴児と児童福祉法上の保護児童とでは問題の経過、子どもの立場、先の見通しが異なっており、部分的に活動を共有することが効率上は必要であったとしても、本来は別々に扱うべきであるとの意見が強かった。

2) 子どものアセスメント 親子のアセスメントの必要性

DV被害から逃れてきた親子は、深く傷ついている人たちである。DV被害だけがダメージでない人も見受けられる。これらの人に効果的な支援を提供するには、個人的な生育歴や発達課題、家族や親族を含む人間関係の経過、地域社会での関係者・関係機関からの情報収集など、当人と家族に関する多面的な情報を収集し評価する作業が必要である。ところが婦人相談所のDVによる緊急避難的な一時保護事案では、極めて限られた情報源、大半は当事者である被害女性からの事情聴取だけで対応しなければならない。特にもう一方の当事者であるDV加害者、あるいはそれに関係する人たちとは全く接触を持たないで対応しなければならず、それでは子どもや親子関係、それまでの家庭状況についての客観的なアセスメントをすることは困難である。

同伴児についても一時保護後、同伴児からの系統的な事情聴取や面接接触を定式化

して設定しているところは少数であった。保育士が育児支援で関わる場合にも、子どもの状態、対人関係、親子のコミュニケーションを評価する重要な機会となるが、一時保護所の生活で、保育士の応援があるところも少数であった。

子どもへの個別的なアプローチが行われているところでは、一般論としての DV 環境における子どもへの不適切な影響を母に伝えるだけでなく、当の子どもが今、どんな発達状態にいるのか、DV 問題からどのような影響を受けているのか、逃げてきた現時点の状況を子どもはどのように感じているのか等についても、母と話し合う機会が増え、その時点での支援と言うよりも、事後の支援課題の理解と共有化に有効であるように見える。こうしたアプローチは、一時保護所退所後の生活での育児支援に道をつける効果が重要であるとみられる。

技術的な課題として、アセスメント評価についての課題がある。これまでの様々な調査・研究によって DV 被害者、同伴児については、被害状況、解離や PTSD、うつ状態、トラウマインパクト等の評価のためのアセスメントツールが用意されてきた(石井ほか 2009)。ただそれらのツールは DV 離脱直後の被害者を母集団として検証・作成されてきたものばかりではない。設定されている調査項目は、当事者が自分を振り返り、冷静にチェックできる程度に依存している。一時保護中の緊張状態ではそれらの適切な評価を行うことは難しい。おそらく離脱後、一定期間が経過してからでないと、想定されるようなストレスの自覚や課題の表出が起こらないものとみられる。この点の吟味は今後の課題である。

3) DV からの離脱支援と離脱後の支援

① 相談機関の担当領域としての課題

現在の DV 対策は DV 家庭からの母子の離脱支援に重点を置いて展開してきた。DV 家庭からの離脱については、地域によっては殆ど事前相談ができないような地域もあり、また限られた接点しかないところもあるが、いずれにしても DV 被害者の相談支援のための担当者が配置されている。ただしそれらの支援はまさに物理的に離脱が完了したとき、新しい居所の設定がなされたところで終了する。DV 家庭からの離脱のための支援が展開されてきた同じ地域内に他地区の支援を受けて DV 被害母子が転入してきたとして、そのための対応担当者は限られている。以後の新しい場所での生活の構築については、DV 離脱者について理解のある特定の支援者が介在することは少なく、市町村窓口でのサービス制度を当人が申請利用するだけになる。DV 離脱母子はひっそりと一般市民の中に紛れるか、母子生活支援施設にそっと移り住む。

おそらく婦人相談所の対応と児童相談所の対応が相互交流して、焦点化される事柄のひとつがこの担当領域の設定であろう。児童相談所は問題事案の発生から終息までを連続的に見守ることが原則とされてきた。問題継続のまま当人の居住地が変われば、管轄する児童相談所に事例移管され支援は引き継がれる。この発想からみると、婦人相談所がまさに「婦人相談」所であるのなら、DV 離脱を支援する機能と併行して DV 離脱後の転入母子を新しい住所地で継続支援する機能を持つべきである。